賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、おきなわ仕事と介護両立サポート協同組合(以下「組合」という)の定款第53条第1項の規定 により、本会の目的及び事業に賛同して本会に入会する賛助会員に対する取扱いについて定めること を目的とする。

(賛助会員制度の目的)

第2条 当組合定款第7条(事業内容)及び設立趣意書(設立の目的)に賛同する個人を賛助会員とし、仕事と 介護の両立支援に関する情報共有や勉強会など、普及発展を目的とする。

(資格)

第3条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員の対象)

第4条 賛助会員の対象は産業ケアマネ・ワークサポートケアマネ・社会保険労務士・介護支援専門員など、仕事と介護の両立支援に関連する周知活動を行う者とする。

(加入手続き)

第5条 賛助会員への加入は、所定の申込用紙に会費を添えて申し込む。

(加入の承認)

第6条 賛助会員の加入申込みは定款第7条に基づき組合員会が承認する。

(脱 退)

第7条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。2 脱退した場合、既納の会費は返還しないものとする。

(賛助会費)

第8条 賛助会費は次のとおりとする。

- (1) 会費は年会費とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度を単位とする。ただし、年度下半期以降に入会する場合の会費は半額とする。
- (2) 会費の額は1万2千円とする。

(賛助会員の特典)

第9条 組合は賛助会員に以下の特典を提供する。

- (1)本組合が発行する会報誌等を受け取る。
- (2)企業等の従業員に対する個別面談、研修、講演等、本組合が受注する業務を一部受託できる。
- (3)本組合が主催する各種の催し(研究会、講座等)の際に、特典(割引等)を付与する。

第10条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1)本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2)本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3)その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(除 名)

第11条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1)本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2)会費の納入を怠った賛助会員
- (3)故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4)犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

附則 本規程は 2024年6月1日より施行する。